

簡易専用水道は 適正な管理を！

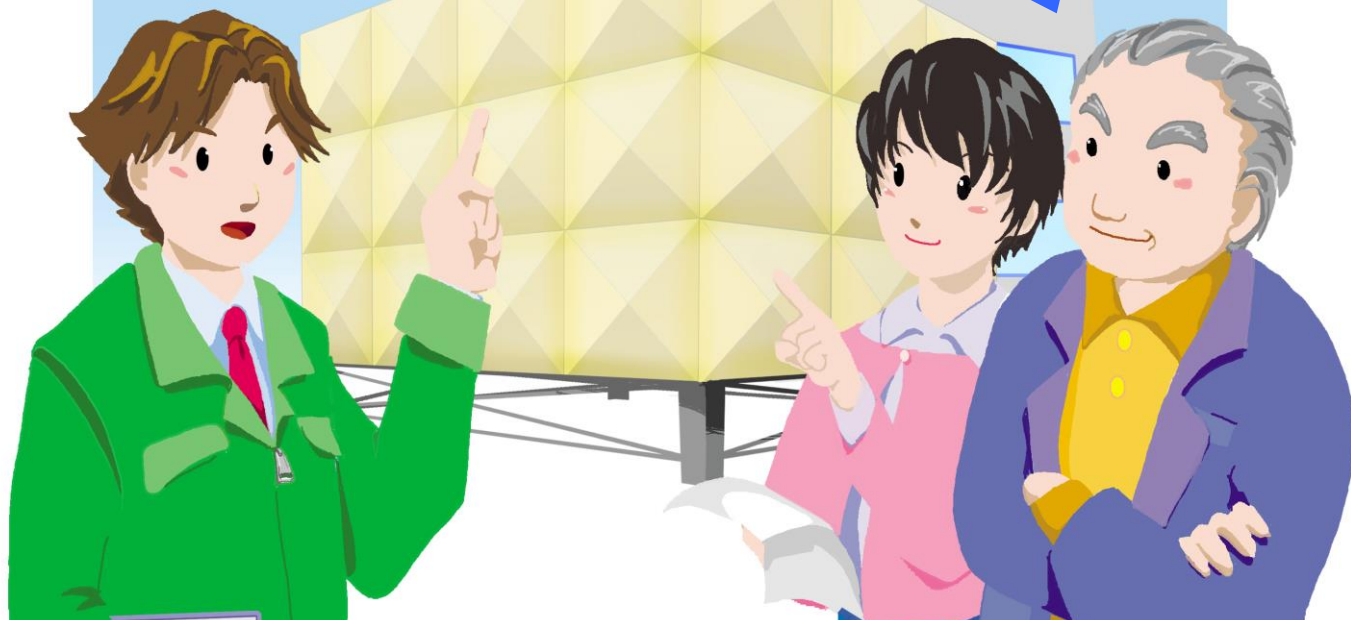
定期検査、受水槽・高置水槽の清掃を忘れずに！

【市の担当者】

簡易専用水道は、1年以内ごとに1回の定期検査の受検と受水槽・高置水槽の清掃が法律で義務付けられています。
また、不十分な管理が原因で、大きな事故を引き起こすこともあるので、気を付けてください！

【簡易専用水道の設置者等】

水道は、毎日の生活に欠かせません。
だから、日頃の点検や管理には十分に注意をしています。
もちろん定期検査の受検と受水槽・高置水槽の清掃は、年に1回、必ず実施しています。



簡易専用水道(ビル・マンション等に設置されている受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるもの)は、設置者等が、水道法に基づき、適正な管理を行わなければなりません。

簡易専用水道って何？

簡易専用水道とは、水道からの水を受水槽に受け給水する方式（受水槽式給水）の水道のうち「受水槽の有効容量*が 10m^3 を超えるもの」をいいます。

ただし、水道法第3条第6項で規定されている専用水道に該当しているものや、消火用、工業用等に利用されるものであって、飲用されないものは除きます。

*有効容量・・・受水槽のボールタップ、電極等により設定された適正に利用できる容量であり、総容量とは異なります。

なお、受水槽の有効容量が 10m^3 以下の施設は、小規模貯水槽水道として、貝塚市では「貝塚市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領」により、管理基準等を定めています。

給水方式

主な給水方式には、直結式給水と受水槽式給水の2通りがあります。

直結式給水

市の水道の水が、配水管から蛇口まで切れ目なくつながった管で給水されている方式で、2階建てまでの建物では、通常この方式が使われています。

受水槽

（有効容量 10m^3 を超えるものが、簡易専用水道です。）



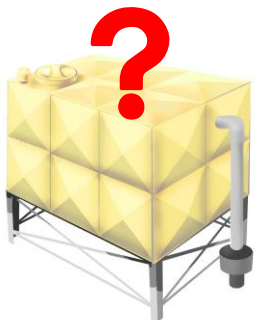
受水槽式給水

（簡易専用水道等）

3階建て以上のビル、マンション等の建物で、市の水道の水を一旦受水槽に受け、ポンプで屋上の高置水槽へ送って給水する方式です。

また、受水槽からポンプで直接建物へ給水する方式もあります。

簡易専用水道の管理は、誰が？



- **簡易専用水道の管理は、設置者・管理者が行わなければなりません。**
簡易専用水道のような受水槽式給水では、受水槽以降の給水施設及びこれらの施設から供給される水の水質は、簡易専用水道（受水槽）の設置者等が管理する必要があります。

例えば、分譲マンションの場合は、簡易専用水道（受水槽）の設置者・管理者である管理組合等が、賃貸マンションであればマンションの所有者である家主等が、簡易専用水道の管理をしなければなりません。

水の汚染を防ぐ！

- 簡易専用水道の設置者等は、水質汚染事故が起こらないよう、日頃から受水槽、高置水槽の点検を定期的に行ってください。
- 受水槽には、その構造から**地上式**と**地下式**の2種類があります。**地下式**受水槽では、破損していても外観からわかりにくいいため、特に注意が必要です。

通気笠の固定は？

通気笠や防虫網が破損していると、雨水、昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

マンホールのふたの施錠は？

安全のため、勝手にマンホールのふたを開けることができないよう、必ず施錠してください。

マンホールの防水パッキンは？

パッキンが外れていると隙間から雨水や昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

地上式 受水槽

受水槽等の周囲は清潔ですか？

漏水等、異常が発生したとき、すぐに発見できるように受水槽、高置水槽の周囲は、日頃より清潔にしてください。

オーバーフロー管の防虫網は？

防虫網が破れていると昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

受水槽、高置水槽の掃除は？

受水槽等に貯まった、さび等の堆積物は、水を汚す原因になります。

地下式 受水槽

受水槽等の上部は清潔に！

受水槽等の上部には水を汚す恐れのある薬品等を置かないように。

マンホール枠の立ち上げは？

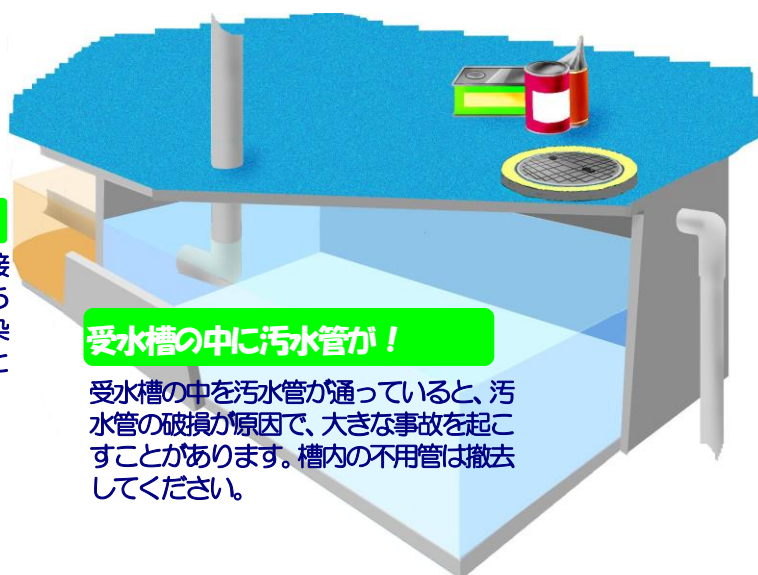
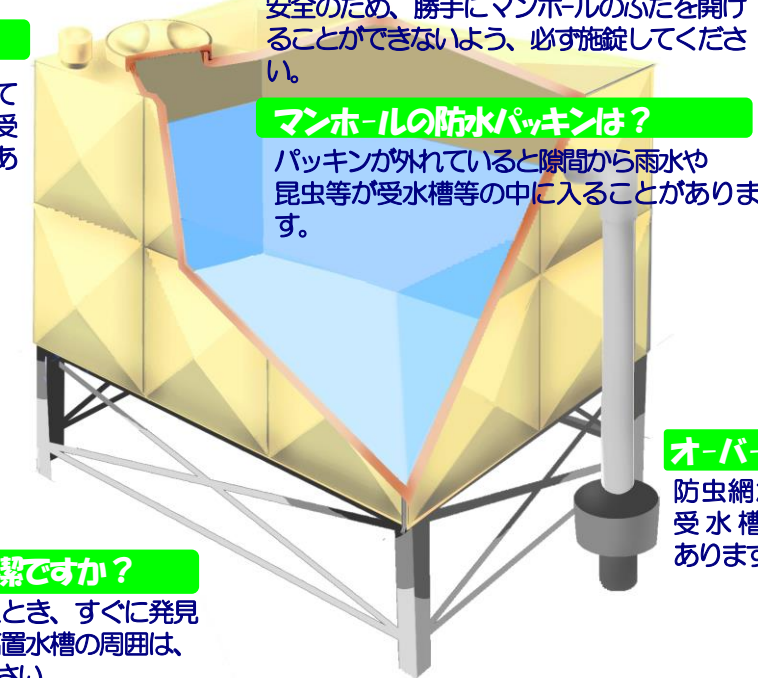
マンホール枠は、受水槽上部のたまり水が受水槽内に入らないように、立ち上げが必要です。

受水槽の隣に汚水槽！

万一、受水槽と汚水槽が隣接していると、気づかないうちに壁のひび割れから汚水が染み出て飲料水を汚染することがあります。

受水槽の中に汚水管が！

受水槽の中を汚水管が通っていると、汚水管の破損が原因で、大きな事故を起こすことがあります。槽内の不用管は撤去してください。



適正な管理のために、守らなければならないこと

● 簡易専用水道の管理基準

簡易専用水道の設置者は、使用者が安心して利用できる水を供給するため、つぎの管理基準に従って管理をしなければなりません。

管 理 項 目	管 理 内 容	根拠法令
●水槽の掃除 受水槽、高置水槽等の水槽の掃除を少なくとも年1回定期的に行うこと	水槽の掃除は、設置者が自ら行わない場合には、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、 <u>知事に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者</u> に依頼して実施するようにしましょう。	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第1項
●施設の点検等 水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚水等による水の汚染を防止すること	施設の不備により供給する水が汚染されることのないよう施設を定期的に点検し、不備な点を発見した場合は、すぐに改善してください。	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第2項
●水質検査 蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときには、必要な項目に関する水質検査を行うこと	異常を認めたときは、市に連絡して指導を受けてください。	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第3項
●給水停止及び関係者への周知 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水の使用が危険である旨を関係者に知らせること	通報する関係者は、供給する水を利用している者、保健所、及び市の環境衛生課等です。	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第4項

■ 登録検査機関による定期検査の受検（水道法第34条の2第2項）

簡易専用水道の設置者は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼して1年以内ごとに1回、定期検査を受けなければなりません。

検査結果は市に報告してください。検査機関から、特に衛生上問題があると指摘を受けた場合には、直ちに市に報告してください。

（報告は自ら行うか検査機関に代行報告を依頼することもできます。）

検査の結果、改善を要する事項の指摘がある場合には、速やかに対策をしてください。



簡易専用水道検査機関については、最終ページをご覧ください。

● 定期検査を受検しない等の場合には、罰則が適用されることがあります。

水道法第34条の2第2項による、定期検査を受けなかったとき

水道法第37条による、給水停止命令に違反したとき

水道法第39条第3項による、報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は職員の検査を拒み、妨げ、忌避したとき

簡易専用水道に関する市への届出等について

市では、簡易専用水道の管理の適正を図るため貝塚市簡易専用水道管理運営指導要綱により、簡易専用水道の設置者等が守るべき事項について、つぎのとおり定めています。

① 市へ、届け出てください。

○ 簡易専用水道給水開始届	簡易専用水道の給水を開始したとき
○ 簡易専用水道（休・廃）止届	簡易専用水道を休止又は廃止したとき
○ 簡易専用水道届出事項変更届	簡易専用水道の設置者、施設等を変更したとき

- 届出用紙は第二別館2階の環境衛生課にあります。



② 水質異常や事故が発生したら、すぐに市へ連絡を！

- 給水の異常により水質検査をした場合
- 水質汚染事故発生等により給水を停止した場合
- その他水道に関する事故が発生した場合

③ 書類の整理保存を！

適正な管理を行うために、施設の配置、給水系統等の図面、受水槽・高置水槽の掃除の記録、及び定期検査に関する帳簿書類は、日頃から整理保存しておいてください。書類の保存期間は、設備の配置・系統等の図面は永年、その他の管理記録等は3年です。

●市からの改善指導など

設置者等からの定期検査結果の報告等により、衛生上問題があると認められた場合、市は必要に応じて改善指示（水道法第36条第3項）、給水停止命令（水道法第37条）、報告の徴収及び立入検査等（水道法第39条第3項）を行います。（水道法第48条の2）

(参考) 簡易専用水道検査機関

令和7年5月 15 日現在

登録 番号	名 称	電 話	住 所
17	(一社)関西環境開発センター	06 - 6836 - 7652	吹田市江の木町 1 7 番 1 号
19	(一財)関西環境管理 技術センター	06 - 6583 - 3262	大阪市西区川口 2 丁目 9 番 1 0 号
20	(一財)大阪防疫協会	0725 - 21 - 5137	泉大津市末広町 1 丁目 8 番 2 0 号
92	日本水処理工業(株)	06 - 6363 - 6330	大阪市北区菅原町 8 番 1 4 号
102	奈良アクア・ラボ(株)	0742 - 81 - 8668	奈良県奈良市大宮町 3 丁目 4 番 2 4 号
106	日東化学工業(株)	082 - 962 - 7018	広島県広島市安佐南区川内 4 丁目 1 8 番 1 1 号
107	(株)総合水研究所	072 - 224 - 3532	堺市堺区神南辺町 1 丁 4 番地 6
114	(株)大阪水道総合サービス	06 - 6356 - 3001	大阪市都島区東野田町 1 丁目 1 0 番 1 3 号
123	エスク(株)	072 - 871 - 1065	大東市三箇 4 丁目 1 8 番 1 8 号
128	(株)日吉	0748 - 32 - 5001	滋賀県近江八幡市北之庄町 9 0 8 番地
130	(株)ケイ・エス分析センター	0721 - 20 - 5611	富田林市錦織南 2 丁目 9 番 2 号
138	(株)近畿環境衛生センター	0742 - 63 - 5288	奈良県奈良市東九条町 7 4 8 番地の 1
142	日本メンテナンス エンジニアリング(株)	0749 - 26 - 9058	滋賀県彦根市駅東町 8 番地 7
145	関西環境科学(株)	079 - 228 - 1941	兵庫県姫路市飾西 6 6 番地 3
148	(株)総合保健センター	0574 - 63 - 7703	岐阜県可児市川合 1 3 6 番地 8
153	(株)駿河環境検査センター	054 - 260 - 6628	静岡県静岡市駿河区中島 9 6 0 番地 1
159	(株)HER	0790 - 49 - 3220	兵庫県加西市網引町 2 0 0 1 番地 3 9
165	日本生活サービス	050 - 3697 - 4165	滋賀県甲賀市甲南町宝木 7 番地 2
170	日化メンテナンス(株)	073 - 407 - 2001	和歌山県和歌山市六十谷字樋ノ口 1 8 0 番地 2 5

貝塚市

市民生活部 環境衛生課

〒597-8585 貝塚市島中 1 丁目 17 番 1 号 TEL 072-423-2151 (代) 072-433-7186 (直)